

デジタル経済作業部会 議長声明
(南アフリカ共和国・ケープタウン 2025 年 9 月 29 日)

2025 年 9 月 29 日、アフリカで初めてとなる G20 デジタル経済担当大臣会合が南アフリカ・ケープタウンで開催された。本会合では、デジタル・トランスフォーメーションの潜在的な力を活用し、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組を加速させるという共通の決意が再確認された。また全ての人々のために、人権の保護・促進・十分な享受を可能とする、オープンで、イノベーション主導、包摂的で開発志向、公平かつ持続可能なデジタルの未来という共通のビジョンを共有した。さらに、安全性、強靱性、セキュリティ及び信頼を確立し、人間とその発展を中心に据えた、実現可能でオープン、公平、非差別的かつ持続可能なデジタル経済を創出することの重要性を再確認した。持続可能な開発の重要性を認めるとともに、包摂的な国際協力、能力構築、パートナーシップ、イノベーション、競争そして起業家精神が社会経済発展を推進する上で果たす役割を認識した。

本会合では、これまでの G20 議長国の成果及びコミットメントを踏まえ、以下の優先課題に焦点を当てて議論を行った。

- 普遍的かつ公平なデジタル包摂
- デジタル・トランスフォーメーションの主要要素としてのデジタル公共インフラ
- デジタル・イノベーション・エコシステム：中小零細企業 (MSMEs) の潜在力の解放
- すべての人々のための、公平で包摂的かつ信頼性があり、持続可能な、社会的に有益な人工知能 (AI)

本会合では、WSIS+20 レビューなどデジタル経済における既存の多国間・マルチステークホルダーの取組を認識したうえで、グローバル・デジタル・コンパクトへの参加及び加盟の一環として、包摂的で合意に基づくアプローチや、多様な関係者の協力によるデジタル・ガバナンスに関する国際協力の継続を奨励した。これには、デジタル環境における主権を尊重し、適用可能な法的枠組み及び国際法と整合するものであることが求められる。また、国内及び国家間に存在するデジタル格差を解消し、普遍的で公平なデジタル包摂を妨げ続けている課題に対処するという共同のコミットメントを再確認した。全ての人々が社会的な力を得て経済的な機会を広げられるよう、デジタル及び新興技術にアクセスし、その恩恵を享受できるようにすることは、国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を実施し、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に不可欠である。

接続性、利用、そして支援的な条件を通じた普遍的かつ公平なデジタル包摂

本会合は、全ての人にとって普遍的かつ有意義な接続性を実現するというコミットメントを改めて表明した。そのために、発展途上国が手頃な価格のデジタルインフラを開発・展開できるよう支援する。本会合は、人権を尊重し、持続可能な開発と経済成長を促進・可能にする開発志向

のデジタル包摂性の重要性を認識した。これはまた、サービス提供の改善につながり、教育や医療などの重要なサービスへのアクセスを拡大し、生活の質を向上させ、持続可能な開発目標（SDGs）達成への進展を加速させる。

本会合は、デジタルデバイドが適切に対処されない場合、包摂的かつ社会経済的な成長と発展の機会を逃し、不平等を拡大させる可能性があることを認識した。本会合は、これまでの G20 サミットにおいて各国首脳が表明したデジタルデバイドの解消へのコミットメントを改めて確認した。これには、2030 年までにジェンダーにおけるデジタルデバイドを半減することも含まれている。

大きな進展があったにもかかわらず、世界人口の約 30%、約 26 億人が、エネルギーやデジタルインフラの不足、アフォーダビリティの欠如、その他の障壁により、インターネットに接続されていない。本会合では、包摂的な対策の必要性が認識され、それには、カバレッジ、アクセス、利用の障壁に対応する支援的な政策や実現可能な枠組みが含まれる。さらに、本会合では、普遍のかつ有意義な接続性の実現を妨げる可能性のある新たな技術や先進技術へのアクセスに関する非インフラ的な制約の解決が強調された。また、本会合は、次のような要因によって生じるカバレッジ、アクセス、利用の障壁に対応するための支援的な政策や実現可能な枠組みを含む包摂的な対策の必要性を認識した：

- デジタルおよびエネルギーインフラ格差
- ジェンダー、人種、年齢、障害の有無、地理的条件など人口層による不平等
- デバイスやサービスの価格
- 高品質で持続可能かつ安全なデジタル接続性や安定した電力供給へのアクセス制限
- デジタル・リテラシーの不足
- オンライン上の安全性、セキュリティ、信頼性への懸念
- 環境の持続可能性に関する課題

本会合は、国際電気通信連合（ITU）およびその他の関連機関による継続的な取り組みを認識し、「ユニバーサルかつ公平なデジタル包摂の枠組み」の進展について留意した。この枠組みは、政策立案者がデジタルデバイドの可能性のあるギャップを特定し、それに対処するための優先的な行動を決定できるよう支援することを目的としている（付属書 1）。本会合は、G20 メンバーが普遍的かつ有意義な接続性の推進に取り組んでいること、及び 2025 年にリヤドで開催されたグローバル規制シンポジウム（GSR）において発表された Connecting Humanity 2030 レポートを認識した。このレポートは、国際的なデジタルデバイドを解消するために必要な投資について明らかにしている。

本会合では、各国の状況に応じて政府が介入策を設計・モニターすることを可能にする構造化された証拠に基づくアプローチの重要性が強調された。また、包摂的なマルチステークホルダー・

モデル、規制・政策の枠組みの整備、イノベーション主導のエコシステム、そして持続可能な資金調達の仕組み（官民連携によるブレンド型資金、イノベーション基金、ユニバーサル・サービス義務など）が、包摂的なデジタル開発を加速する上で重要な役割を果たすことを再確認した。さらに、デジタルデバイドを解消するためには、民間投資を含む多様な資金源からの投資を動員することが重要であると認識した。そして、資金やスキルのギャップを埋めるための協働的な取組を通じて、全ての人にとって包摂的かつ公平なデジタル・トランスフォーメーションを推進することの重要性を改めて強調した。

本会合では、安全で、手頃な価格で、普遍的かつ有意義な接続性が、デジタル・エコシステムの構築において基盤となることを強調された。本会合では、G20 加盟国、招待国、ナレッジパートナーに対し、イノベーション、能力構築、知識共有を促進するために、自主的かつ相互に合意された条件のもとで積極的な取組を行い、協力することが奨励された。その目的は、全ての人にとってグローバルに活力あるデジタルの未来を形づくることである。

デジタル・トランスフォーメーションの主要要素としてのデジタル公共インフラ

本会合は、デジタル公共インフラ（以下「DPI」という）が、各メンバーの国内状況や優先事項に応じて、人権と基本的自由を尊重しつつ、包摂的で、繁栄し、強靱で、持続可能なデジタル・トランスフォーメーションを実現するための基盤であることを確認した。過去の G20 議長国の取組を踏まえ、本会合はまた、地域社会のニーズに応え、多様性を尊重し、公平かつ持続可能な開発を前進させる上で、DPI が持つ変革的な可能性を認識した。

DPI は安全で相互運用可能な統合されたデジタル・システムの集合として説明され、また、DPI はオープンな標準および仕様に基づいて構築され、社会的規模で公共・民間のサービスを提供し、公平なアクセスを実現し、適用可能な法的枠組み・促進的なルールによる統治がなされ、開発・包摂・イノベーション・信頼・競争・人権および基本的自由の尊重を推進しうると本会合は再確認した。G20 メンバーのデジタル・トランスフォーメーションに対する多様なアプローチに鑑みて、DPI は進化する概念であり、これらの特性を有するデジタル・システムの集合に限定されない可能性がある。DPI は各国の具体的状況に合わせて調整され、多様な言語で表現されうるものである。

DPI は、公共サービスの提供、デジタル・トランスフォーメーション、そして包摂的な開発を推進する重要な要素である。効果的に設計・統治された DPI は、競争を促進し、イノベーションを育み、レジリエンスと金融包摂を強化することができる。また、オープンスタンダードや適用可能な国際標準、技術的中立性に基づくことで、持続可能な開発や、誰もが意味のある形でデジタルにアクセス・参加することを後押しできる。その効果は、各国の具体的状況に応じた設計、適切なガバナンス、持続的な制度的能力、そして公共の利益を重視する姿勢に左右される。また、デジタル ID システムの整備と活用にあたっては、プライバシーや個人データ保護を含む人権の

尊重、そしてデジタル環境における主権の尊重が不可欠である。これらは、適用される法的枠組みや国際法の考え方と一致しており、社会的・金融的・デジタルな包摂を支える効果的な DPI 展開の基盤となる要件である。

本会合は、安全で、信頼でき、公平で相互運用可能なデジタル ID へのアクセスと、セキュリティ・プライバシー・個人データ保護に関する庫内外の法的枠組みに則った効果的な認証ポリシーが、サービスおよびビジネス機会への障壁を低減し、差別のない利用を可能にするとともに、政府サービスの透明性、説明責任、効率性を高め、デジタル経済への信頼を促進することを認識する。

DPI は基盤的なインフラ層として、社会・制度・市場全体において、イノベーション、信頼、包摂、持続可能な開発を支える効果を生み出し、人権および基本的自由を保護する。本会合は、南アフリカ議長国の下で策定された「DPI 公共価値測定フレームワーク (付属書 2)」を認識した。本フレームワークは、各国の状況に応じて適用できるツールであり、DPI 投資の産業および社会への潜在的効果を可視化し、デジタル投資を国家の戦略的な開発目標に結び付けることを目的としている。本会合では、G20 メンバー、招待国およびナレッジパートナーならびに主要ステークホルダー対し、継続的な協力を呼びかけ、オープンで相互運用可能、再利用や統合が可能なソリューションを優先しつつ、このインパクト測定手法の改良を進めることを求めた。

本会合は、強固な制度枠組み、持続可能な資金調達、人間とその発展を中心に据えた人権に沿う政策やガバナンスの仕組みが、DPI を通じて公平かつ包摂的な経済・社会開発を推進するために不可欠であることを認識する。

本会合では、透明性と説明責任を確保し、プライバシー・個人データ・人権および基本的自由を保護するガバナンス枠組みの重要性を認識した。また、議長国により導入された「DPI の統合的ガバナンスに関するガイドライン (付属書 3)」にも留意した。このガイドラインは、各国が DPI ガバナンス枠組みを設計する際に活用できる、柔軟で、拘束力のない任意のリソースである。

データアクセス、分散型のデータ収集とデータ共有、そして技術的・組織的な相互運用性は、特にデータ保護およびプライバシーに関する適用可能な法的枠組みに準拠して実施されることが重要であり、DPI の社会的・経済的価値を実現する上で不可欠である。この文脈において、各法域内における安全・安心かつ信頼できる、分野横断的なデータ交換を可能にすることの重要性を認識する。また、国内ならびに国際的な法的枠組みを尊重しつつ、越境データ流通および「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」を実現することの重要性を再確認し、開発におけるデータの役割を認識する。さらに、DPI のスケーラビリティを推進することで、より一貫したサービス体験を提供し、開発・保守に要するコストを削減し、各国におけるベンダー・ロックインのリスクを低減しうることを強調する。

本会合では、DPI を通じた包摂的で効率的かつ革新的な公共サービスの推進を奨励した。また AU（アフリカ連合）、ITU、UNDP と連携して立ち上げられた南アフリカの「DPI イノベーションに関するグローバル・コール」を歓迎した。同取組は、人間中心で人権に適合し、安全で相互運用可能、かつオープン標準および関連する国際標準に基づいた実践的ユースケースの収集と共有を目的としている。この点に関連して、インド議長国の下で設立された「グローバル DPI リポジトリ（GDPIR）」が想起された。これは、DPI に関連するベストプラクティス、ツール、リソースの知識共有と交換のための仕組みである。

本会合では、地域的および国際的な DPI 促進の取組を認識し、人材育成・投資・技術支援を通じてアフリカやその他の開発途上国における DPI 展開を支援することを確認した。あわせて、G20 インドで示された、開発途上国における DPI 実装を加速化するための政府主導のマルチステークホルダーによる持続可能な資金調達イニシアティブを通じても支援する。また、世界的に包摂的な DPI を育むためのベストプラクティス共有に向けた G20 の継続的協力を奨励し、関心を有する G20 およびその他の国々にとって有用な参照となる、南アフリカの「デジタル・トランスフォーメーション・ロードマップ」を認識した。さらに、G20 メンバーと民間部門の間の協力強化を支持し、ベストプラクティスの交換、知識共有、自発的かつ相互に合意された条件での技術移転の促進、そして効果的な経済協力を推進するローカル DPI ソリューションの前進を図ることを確認した。

本会合では、オープンデータを公共財として、また DPI にとって不可欠な要素として前進させることを決意した。これは、適用可能な法的枠組みに準拠し、各国の能力や開発上の優先事項に沿って効果的にガバナンスされるべきものである。このアプローチは人権を保護しつつ、DPI を通じた公共的・地域的な価値創造、経済発展、自発的かつ合意に基づく知識共有や技術移転を可能にする。さらに、DPI を危機管理・人道支援・開発支援のために活用できる変革的なツールとして認識した。

デジタル・イノベーション・エコシステム：MSMEs の潜在力を解き放つ

本会合は、開発途上国に重点を置きつつ、中小零細企業（MSMEs）、スタートアップ及びベンチャーキャピタル（VC）の潜在力を引き出すという共通のコミットメントを改めて確認した。MSMEs 及びスタートアップは多くの国々の経済における中核であることを認識する。アフリカでは企業の 90%以上、雇用の 50 超を占めており¹、これらは雇用創出、イノベーション、持続可能な経済成長の原動力である。MSMEs の役割については、世界的にも同様の傾向が見られる。

今後 10 年間で、12 億人を超える若者が労働年齢に達する一方で、創出が見込まれる雇用は 4

¹ 世界銀行. 2019 年. 「中小企業（SMEs）金融」.

<https://www.worldbank.org/en/topic/finance>

億 2,000 万件にとどまる²。本会合は、2025 年 6 月にスペイン・セビリアで開催された第 4 回開発資金国際会議（FfD4）において、デジタル技術と AI が、特に開発途上国において、MSMEs 及びスタートアップの構造的障壁を克服し、包摂的成長を促進するための重要な推進要因であると認識されたことを想起した。MSMEs 及びスタートアップは、このギャップを埋める一助となり、意味のある雇用、起業、デジタルエンパワーメント、そしてすべての若者に新たな機会を提供し、誰一人取り残さない道を切り開くことができる。

デジタル技術の展開は、経済的包摂のために、デジタル決済システムや電子商取引といったデジタルサービスへのアクセスを拡大する。これはまた、マイクロ企業が新たなビジネス機会にアクセスし、社会的エンパワーメント及び経済的機会を支援することを可能にする。さらに、デジタル起業家精神の促進には、関連するスキルの開発とデジタル・レジリエンスの醸成を通じて、スタートアップの失敗率を低減することに一層の重点を置く必要がある。

本会合は、MSMEs 及びスタートアップを支援するイノベーション・エコシステムの設計と開発に貢献するため、マルチステークホルダーの協力を推進した。そのようなエコシステムは、これらがより競争力を高め、専門性を強化し、革新的となり、国際市場への拡大を含め、グローバル・バリューチェーンへの統合を一層進めることを可能にすべきである。

本会合は、投資家、資金提供者、MSMEs 及びスタートアップとの関与を促進し、デジタル・イノベーション・エコシステム、アクセラレーター及びイノベーション・ハブ、ならびに MSMEs 及びスタートアップの初期段階からスケールアップに至るまでの資金調達へのアクセス拡大に貢献することを奨励した。これには、フィンテック、ヘルステック、エドテック、アグリテック、クリーンテック等を対象とするセクター別及びテーマ別のファンドの支援が含まれ得る。特別な資金調達手段は、公共、官民連携、開発金融機関との協働や、国内発のベンチャーキャピタル・ファンドの強化を通じて、引き続き活用・開発することができる。適切な政策及び整備された環境は、MSMEs 及びスタートアップがリソースを活用してスケールアップし、主要産業において地域的・国際的市場にアクセスすることを支援し得る。

本会合は、特に若者、女性、少女、脆弱な立場にある人々、地域社会、農村部の起業家に対し、デジタル・リスキリング及びアップスキリング、起業家教育及びメンタリングを通じて人材に投資することの戦略的重要性を認識するとともに、政策立案者、資金提供者、デジタル・エコシステム関係者の能力構築を重視した。これは、人間とその発展を中心に据え、すべての関係者が人権を促進・保護し、完全に享受できるようにするために必要なスキルを備えた、好ましい、開かれた、機敏で活力ある、ダイナミックで協力的かつ包摂的なエコシステムの醸成に寄与し得る。

² 世界銀行. 2025 年. 「雇用：繁栄への道」. 世界銀行ライブ配信、2025 年春季会合.
<https://live.worldbank.org/en/event/2025/spring-meetings-jobs-the-path-to-prosperity>

本会合は、デジタル能力を構築し、国家及び地域の文脈に即したイノベーションを促進し、デジタル変革が包摂的かつ持続的な新たなビジネス及びイノベーションの機会を開くことを確保するために、国内の人材育成及び研究エコシステムの重要性を強調した。したがって、持続可能で包摂的な人材プールを創出するために不可欠な、デジタルスキル開発に関する国際交流プログラム及びアプローチの調和を奨励する。

本会合は、MSMEs、スタートアップ及びデジタル・エコシステム関係者が新興技術やトレンドに適応するために、学术界及び広範な研究コミュニティと協力し、研究成果を開発・商業化することの重要性を認識した。また、ITU が作成した「中小企業及びスタートアップの未来を形作るためのフォーサイト研究」及び「アフリカのベンチャーキャピタル・エコシステムを形作るためのフォーサイト研究」に関する議長国の取組を、MSMEs 及びスタートアップの支援ならびに各国・地域におけるデジタル・イノベーション・エコシステムの形成に資する有益な貢献として評価した（付属書4）。

我々は、協力し、長期的で意義ある影響に焦点を当てることにより、企業が成長し、次なる経済的繁栄と積極的な社会的影響の波を牽引することを可能にし得ることを強調する。

善のための、全ての人のための公平で、包摂的で、信頼できる持続可能な人工知能

本会合は、安全、安心で信頼できる人工知能（AI）が、経済を変革し、社会の進歩を促進し、公共サービスの提供を改善し、包摂的な成長と持続可能な開発を推進する可能性を認識した。AI のすべての可能性を活用するために、AI インフラの促進、AI 人材の育成、AI 利用の推進を通じて、イニシアティブや枠組みの実現を通じて革新的な AI エコシステムを構築することの重要性を認識した。

本会合は、人権およびセキュリティ、プライバシー、個人データ保護、知的財産権に関する適用可能な法的枠組みに整合する、リスクに基づいた人間中心の、開発志向でイノベーションを促進する AI 政策およびガバナンスのアプローチへのコミットメントを再確認し、マルチステークホルダーの参加を促進することを支持した。また、本会合では 2019 年に採択され、AI に関する国際協力の重要性を強調した G20 AI 原則を、これらのコミットメントに沿った形として再確認した。この文脈において、本会合は、国内・地域・国際の法的枠組みを尊重し、開発におけるデータの役割を認識し、安全、安心で高品質なデータセットを実現にすることで、AI の開発と展開を可能にするために、越境データ流通および「信頼性のある自由なデータ流通（data free flow with trust）」の重要性を改めて強調した。

2024 年のマセオ閣僚宣言に示された原則である公平な AI と不平等の是正の重要性を踏まえ、本会合は、この課題に対して、持続可能で包摂的な AI のアプローチを促進するための実践的なツールや協力を通じて取組を進めた。その中には、AI を活用して地球規模の課題に対する実践的

な解決策を見出すことを目的とする AI for Good プラットフォームや、ユネスコの AI 倫理に関するグローバルフォーラムなどが含まれている。

本会合は、デジタルデバイドが、特に発展途上国において、AI が経済や社会にもたらす恩恵を大きく制限していることを認識した。こうした課題に対処するために、本会合は以下の分野における協力を促進するよう努めた：

- 計算施設の展開
- 公共の利益と人権、倫理、国際的な技術基準に準拠した、AI システムの訓練に使用される代表的なデータセットの開発
- 言語的・文化的多様性の保護
- 各国の状況や適用される法的枠組みに沿った取組
- また、オープンソース AI の活用や、オープンスタンダードやツールを含む国際標準の推進が、AI 技術を全ての国と人々にとって包摂的かつアクセス可能なものにする可能性があることを認識した。さらに、本会合は以下の取組にコミットした：
- アルゴリズムの偏りへの対処
- 説明責任、説明可能性、信頼性、人間による監督を促進するための透明性の向上
- マルチステークホルダー主導、専門家による合意形成に基づく評価枠組みや監査メカニズム・ツールの開発を通じて、AI システムのライフサイクル全体にわたる実世界での性能評価の支援

また、環境への影響を軽減することを目的とした、より持続可能な AI の推進に向けた国際的な取組についても奨励した。

本会合は、国連総会決議「持続可能な開発のための安全、安心な人工知能システムの機会の活用（A/RES/78/265）」及び「AI の能力構築に関する国際協力の強化（A/RES/78/311）」を歓迎し、発展途上国の意義ある参加を促進する包摂的なマルチステークホルダーおよび多国間での協力、並びにグローバルな AI ガバナンスの重要性を強調した。本会合は、南北協力、南南協力、三角協力、マルチステークホルダー協力を通じた、AI およびその他のデジタルデバイドの解消に向けた取組を奨励し、発展途上国のニーズ、政策、優先事項を十分に考慮することを求めた。本会合は、AI の開発・展開を可能にし、イノベーション、経済成長、持続可能な開発の促進に貢献するとともに、社会の適応力とレジリエンスを高めるため、政策交流、知識共有、研究活動、技術移転（自主的かつ相互に合意された条件のもと）を通じた、特に発展途上国における能力構築を支持した。本会合は、ナレッジパートナーがそれぞれの使命と資源の範囲内で、AI の能力構築に関する国際協力を推進することを呼びかけた。また、安全、安心で信頼できるオープンソースモデルの活用や、地域言語モデルの開発を奨励し、AI 技術の多様性・包摂性・関連性の向上をさらに促進することを奨励した。

本会合は、「人工知能の利用に関連する不平等を軽減するためのツールキット」（付属書 6）に留意した。このツールキットは、ユネスコが議長国を代表して作成したものであり、AI 政策の設

計から展開までの過程において、各国の意思決定を支援する実践的なリソースとして貢献するものである。また、2025年6月4日、5日に開催されたAIと不平等に関するG20 マルチステークホルダー・バーチャルワークショップについても言及した。

生成AI (GenAI) の急速な発展は、驚くべき機会をもたらす一方で、重大なリスクも伴う。特に、有害または不適切なコンテンツの生成、ディープフェイク、同意のない露骨な素材、詐欺的な手法などが懸念されている。これらのリスクは、子ども、若者、女兒・女性、障害のある人、高齢者など、脆弱な状況にある人々に影響を及ぼしやすい傾向がある。さらに、AI システムは、世論の操作、誤情報・偽情報の拡散、個人情報の盗用などに悪用される可能性があり、社会の結束を損ない、制度や個人への信頼を低下させることにもつながる。

情報の正当性、オンラインの安全性、デジタル経済に対する悪用の脅威が継続的かつ拡大していることに懸念を示しつつ、G20 メンバーは、生成AI が低コストで高品質なディープフェイクを作成できる能力の進化に関するワークショップに参加した。このワークショップでは、誤情報・偽情報の拡散を技術的に検出する手法の改善や政策対応の検討が行われ、また、生成AI アプリケーションやソーシャルメディア・プラットフォームが、こうしたコンテンツに透かしやラベルを付けるために取るべき措置についても議論された。さらに、オンラインユーザーのデジタル・リテラシーとスキルの向上も、ディープフェイクへの認識を高め、オンラインの安全性を促進するために重要であり、これらの問題について一般市民に注意を促すメディアの重要な役割を活用することが求められる。

本会合は、AI やソーシャルメディア・プラットフォームなどの技術の悪用に関連する問題を含め、オンラインの安全性、セキュリティ、信頼性を確保することの重要性を強調した。また、技術を介した暴力、特にジェンダーに基づく暴力への対抗の重要性も強調した。さらに、人権を含む適用可能な法的枠組みを尊重する形で、子どもや若者を含む全ての人々に対するオンライン上の有害な影響を軽減することの重要性を再確認した。

G20 メンバー及び招待国は、南アフリカ G20 議長国による「中小零細企業 (MSMEs) および研究者のためのデータアクセスに関するガイドライン」(付属書 7) に言及し、謝意を表した。このガイドラインは、官民双方によるデータ共有の促進を目的としており、AI の活用を支援する実践的な枠組みである。また、G20 メンバー及び招待国は、グローバル・デジタル・コンパクトやその他のマルチステークホルダー枠組みなど、国際的な対話や合意に反映されている進化するベストプラクティスや原則との整合性を図ることへの関心を認識した。

本会合は、G20 メンバーおよび招待国に対し、AI およびデジタル経済のためのデータ活用を可能にするガバナンス枠組みの策定と採用を奨励した。その際には、公共の利益、プライバシー、安全性、人権の尊重、個人データおよび知的財産権の保護を確保しつつ、デジタル環境における主権を尊重し、適用される法的枠組みおよび国際法に整合することが求められた。政府は、例え

ばデータプールなどのデータ共有インフラの構築を通じて、中小零細企業（MSMEs）や AI スタートアップとの外部データパートナーシップを促進することができ、これにより全ての経済関係者にとって公平な競争環境を創出することが可能になる。

民間セクターのデータ保有者は、データ保護を遵守しながら、データセットを公開し、公共のデータセットに貢献することを奨励される。これは、危機や災害対応、SDGs の達成など、重要な公共政策目標の策定に役立つ情報提供を目的としている。G20 メンバーは、国際標準、規制、相互運用可能なデータの取り決め、データ品質の向上を推進することで、シームレスで安全かつ責任あるデータ共有を可能にする上で、主導的な役割を果たすことができる。さらに、本会合は、信頼性があり合法的に取得されたデータ、データリテラシー、そしてその評価が、特に中小零細企業 (MSMEs) や研究者による AI の展開を支える高品質で代表性のあるデータの確保において、重要な要素であることを認識した。

本会合は、G20 メンバーおよび招待国、国際機関、ナレッジパートナー、その他 AI エコシステムに関わる関係者の間で、これらの課題に関するマルチステークホルダーによる意見交換と継続的な協力をさらに奨励した。この協力は、AI が経済や社会をどのように力づけるかを示す優良事例の特定・促進・共有に役立つ。こうした協力は、AI 教育、研究、ガバナンスにおける具体的な取組を前進させる上で極めて重要な役割を果たす可能性がある。

今後の取組

本会合は、デジタル経済戦略をより広範な開発アジェンダと整合させ、デジタル、経済、社会、環境の各柱における一貫性を確保し、全体的かつ持続可能な影響を実現するよう取り組む。

本会合は、G20 南アフリカ議長国の下での G20 デジタル経済作業部会（DEWG）への貢献に対し、すべての G20 メンバー、ゲスト国及び招待された国際機関の貢献を評価した。また、知識パートナーとして DEWG の活動に貢献したすべての組織、特に ITU、UNESCO、UNDP、UN ODET、Research ICT Africa、プレトリア大学、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン、ケンブリッジ大学、CETIC、ATU、AfDB、世界銀行、FAO、South Centre、OECD、その他多くの貢献者に感謝した。

本会合は、エンゲージメント・グループによって提示された関連する貢献及び提言をさらに評価し、特に B20、M20、T20、L20 及び S20 の DEWG への継続的な取組と貢献を認識する。

本会合は、2025 年の G20 DEWG における南アフリカ議長国のリーダーシップを称賛及び感謝し、2026 年の米国による G20 議長国を楽しみにする。

付属書（Annexures）

1. ユニバーサルかつ公平なデジタル包摂の枠組み
2. DPI 公共価値測定フレームワーク
3. DPI の統合的ガバナンスに関するガイドライン
4. ITU による「中小企業及びスタートアップの未来を形作るためのフォーサイト研究」
5. ITU による「アフリカのベンチャーキャピタル・エコシステムを形作るためのフォーサイト研究」
6. 人工知能の利用に関連する不平等を軽減するためのツールキット
7. 中小零細企業 (MSMEs) および研究者のためのデータアクセスに関するガイドライン (公共部門及び民間部門とのデータ共有の促進を含む)